

# 亀山市新庁舎整備基本計画（案）



令和5年 月  
三重県 亀山市

# 目次

---

## 第1章 新庁舎整備の背景

1. 新庁舎整備の背景	1
2. 新庁舎整備に向けた取組	1
3. 本計画の位置付け	2
4. 現庁舎の概要	3
5. 現庁舎の課題	8

## 第2章 新庁舎整備の基本的な考え方

1. 基本理念と基本方針	9
2. 行政機能の集約・分散	10

## 第3章 新庁舎の機能と性能

1. 新庁舎の機能と性能	14
2. 新庁舎が果たす機能	16
3. 新庁舎が備える性能	23

## 第4章 新庁舎の規模

1. 新庁舎の規模	32
2. 新庁舎のフロア構成	36

## 第5章 事業計画の検討

1. 事業手法	37
2. 事業費と財源	40
3. 整備スケジュール	41

## 第6章 新庁舎の建設候補地

1. 建設候補地の選定基準	42
2. 建設候補地(エリア)	42
3. 建設候補地(エリア)の特性	43

## 第7章 基本構想の変更

	44
--	----



# 第1章 新庁舎整備の背景

---

## 1. 新庁舎整備の背景

亀山市は、平成17年に旧亀山市と旧関町が合併し発足しました。合併時において旧亀山市庁舎(本庁舎)に行政組織を集約する方式(いわゆる本庁方式)を採用しましたが、既に総合保健福祉センターや総合環境センターが設置されていたため、一部の行政機能が分散しており、市民の利便性や業務効率の面で課題があります。また、本庁舎は、昭和56年以前の建築基準法(旧耐震基準)で建設された建物であり、耐震補強工事(平成18・19年度)によって耐震基準は満たしているものの、老朽化が激しい状態です。さらに、本庁舎は、増築によって複数棟で構成され、建設から60年以上経過している建物もあることから、今後も長期にわたり使用するには多額の経費が必要となるとともに、狭あい化やバリアフリー化などの課題を根本的に解決することは難しい状況です。

こうした老朽化による安全性への不安、狭あい化や行政機能の分散化などの課題を解消し、質の高い市民サービスの提供と市民ニーズや時代の要請に応えるために新庁舎の整備が必要と判断するに至り、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)において新庁舎整備を掲げ、行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎整備に向けて検討を行うこととしました。

また、庁舎を取り巻く外部環境の変化として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行という未曾有の経験を経て、市民の暮らしや働き方は大きく様変わりしています。DX(デジタル変革)の進展に加えて、SDGs(持続可能な開発目標)や脱炭素社会の実現に向けた取組も加速しており、新庁舎の整備に当たっては、将来の庁舎のあるべき姿を見据えるとともに、整備段階においても環境変化に対応しながら進めていく必要があります。

## 2. 新庁舎整備に向けた取組

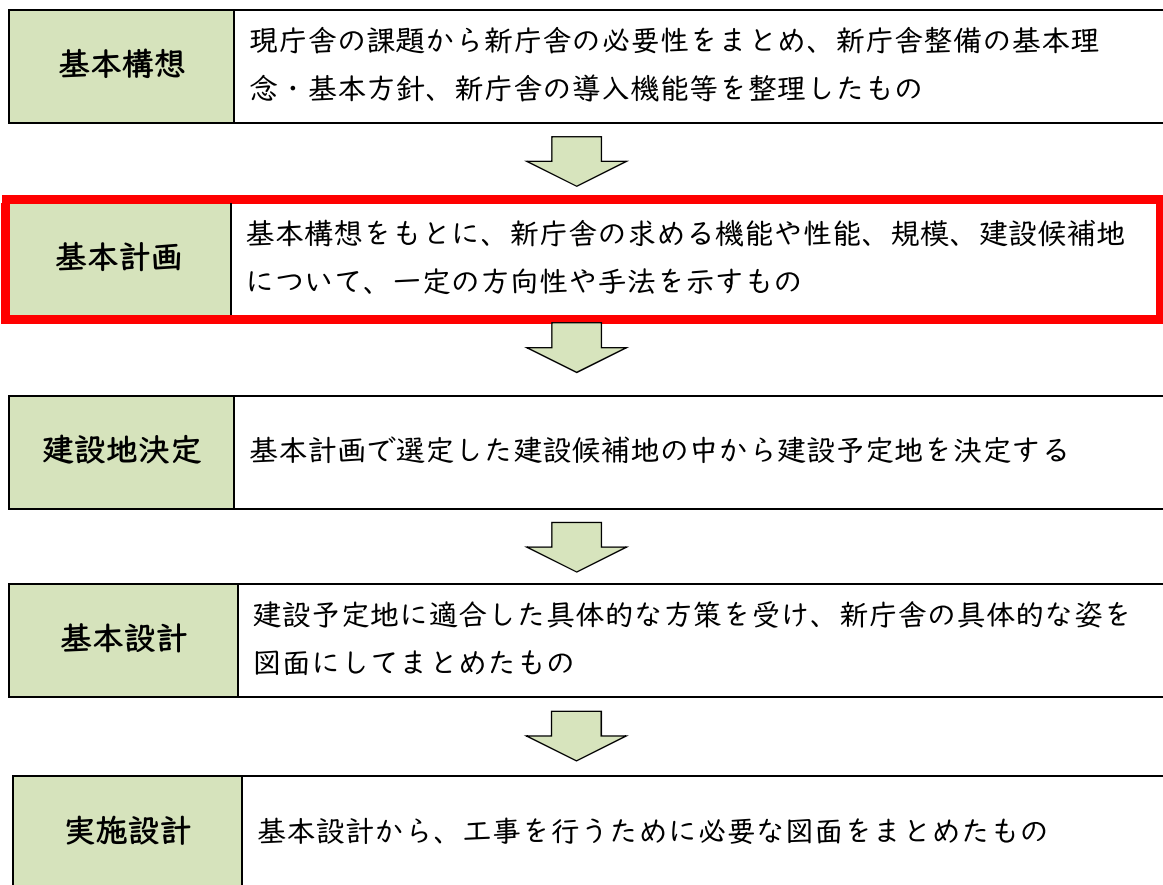
新庁舎の整備については、平成19年度に庁舎建設基金を設置し、財源の積み立てを開始するとともに、新庁舎建設基本構想(以下、「基本構想」という。)の素案を作成しました。しかしながら、平成20年の世界金融危機に伴う本市の財政状況への影響を勘案し、他の施策を優先するため、新庁舎の整備に向けた取組を一時凍結しました。

その後、東日本大震災や熊本地震を教訓として、ソフト面では、主要情報システムのクラウド化など一定のリスク対応を図ってきましたが、改めて防災拠点としての庁舎の在り方を見直すに至り、平成29年度から、新庁舎の整備に向けた取組を本格的に再開しました。平成30年度に基本構想を策定し、令和元年度には、亀山市新庁舎整備基本計画(以下、「基本計画」という。)の中間案を取りまとめましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、ポストコロナ・DX時代における庁舎の在り方を踏まえた中で、これまでの検討内容や基本構想について見直しを行い、このたび基本計画を策定しました。

### 3. 本計画の位置付け

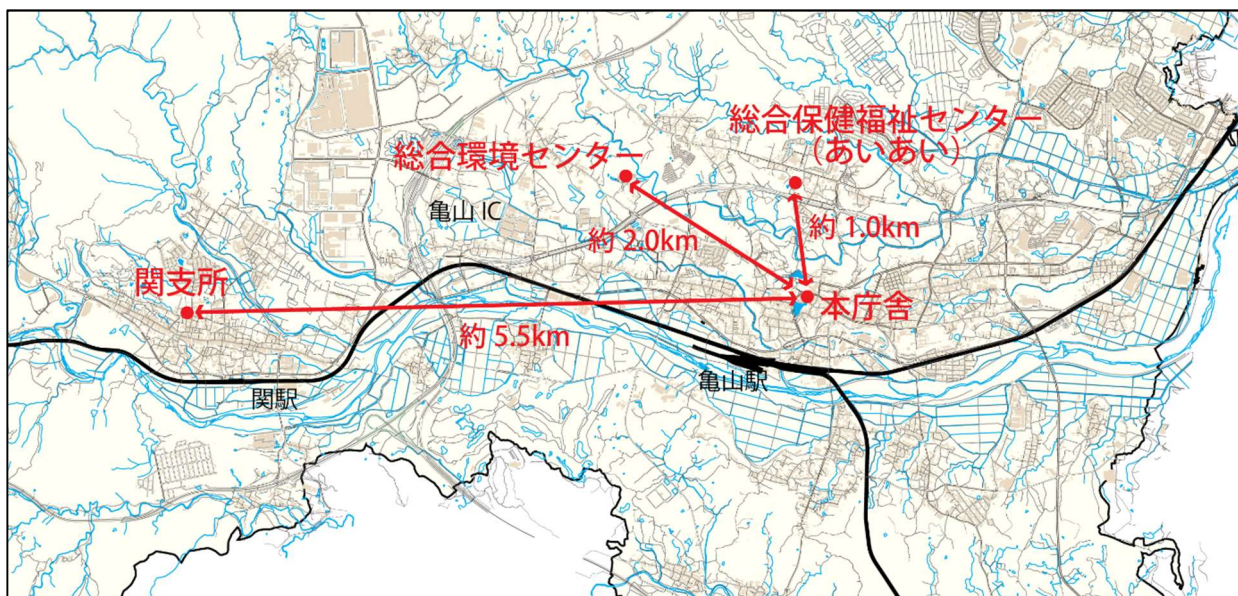
本計画は、本市が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎整備の基本的な考え方を示すものであり、今後策定する「基本設計」及び「実施設計」において、より詳細な検討、設計を行う際の指針となるものです。

本計画では、建設予定地は複数の候補地選定に留めていることから、建設予定地決定後に施設の配置やフロアレイアウト、事業費の算定など、より具体的な整備方針等について整理・検討します。



#### 4. 現庁舎の概要

現在、本市の行政機能は、本庁舎、関支所庁舎（加太出張所含む）、総合保健福祉センター、総合環境センターと大きく4庁舎に分かれています。



#### 行政組織と庁舎

部(局)	課	施設
政策部	広報秘書課／政策推進課 DX・行革推進室	本庁舎
総務財政部	総務課／財務課／税務課	
市民文化部	まちづくり協働課／市民課 地域サービス室／文化課	
健康福祉部	健康政策課／地域福祉課 子ども未来課 新型コロナウイルスワクチン接種室	総合保健福祉センター
産業環境部	商工観光課／農林振興課	本庁舎
	環境課／生物多様性・獣害対策室	総合環境センター
建設部	建設管理課／土木課 都市整備課／建築住宅課	本庁舎
防災安全課		
会計課		
上下水道部	上水道課／下水道課	関支所
教育委員会事務局	教育総務課／学校教育課 生涯学習課	本庁舎
議会事務局	議事調査課	
監査委員事務局		
選挙管理委員会事務局		

## (1) 本庁舎の概要

本庁舎は、昭和 33 年の現南棟の開設後、増築を繰り返し、付属施設は敷地内に整備してきました。また周辺には、来客用や公用車、職員用の駐車場が点在しています。

【所在地】 亀山市本丸町 577 番地

【敷地面積】 7,726 m<sup>2</sup>

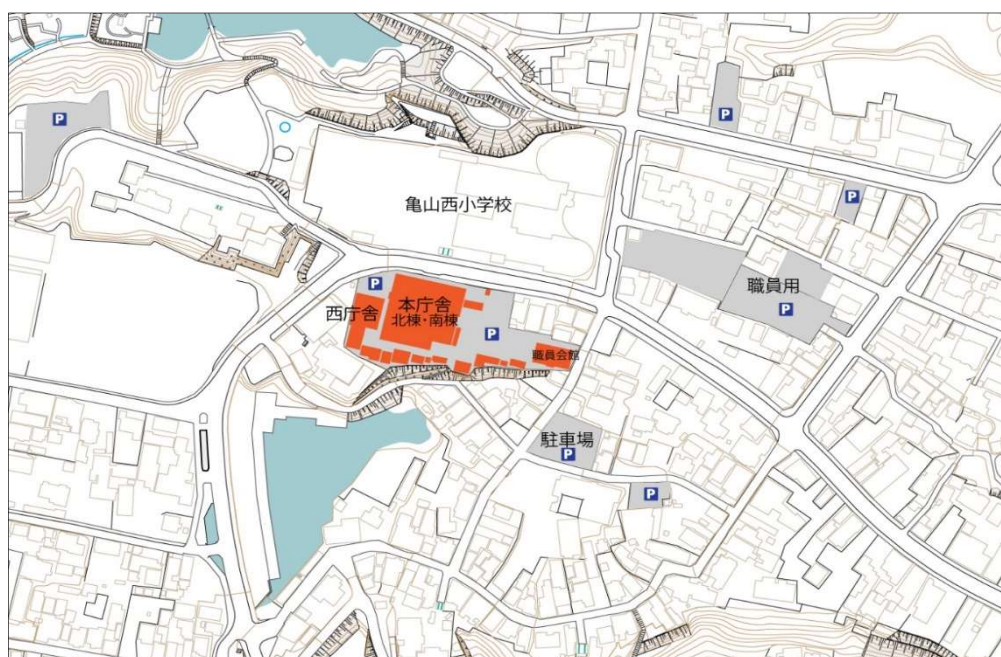
建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
南棟	RC 造	3F+B1	昭和 33(1958)年 昭和 46(1971)年※	64 年 51 年	862.61 m <sup>2</sup>	2,514.91 m <sup>2</sup>
北棟	RC 造	3F	昭和 54(1979)年	43 年	717.34 m <sup>2</sup>	2,153.94 m <sup>2</sup>
西庁舎	RC 造	3F	昭和 42(1967)年	55 年	261.00 m <sup>2</sup>	798.00 m <sup>2</sup>
職員会館	RC 造	2F+B1	昭和 45(1970)年	52 年	210.51 m <sup>2</sup>	503.41 m <sup>2</sup>
附属施設					357.07 m <sup>2</sup>	397.32 m <sup>2</sup>

※南棟は、昭和 46 年に増築

※RC 造＝鉄筋コンクリート造

※経過年数は 2023 年 1 月現在

※附属施設は揚水ポンプ室、自家用発電機室等





## (2) 関支所庁舎の概要

関支所庁舎は、昭和 58 年に関町役場として開設し、合併後も支所として行政サービスの提供を行っています。

現在、1階に市民文化部(地域サービス室・文化課)、2階に上下水道部を配置しています。1階では、総合的な窓口として各種証明書の発行や市税・保険料等の納付受付などのサービスを行っています。

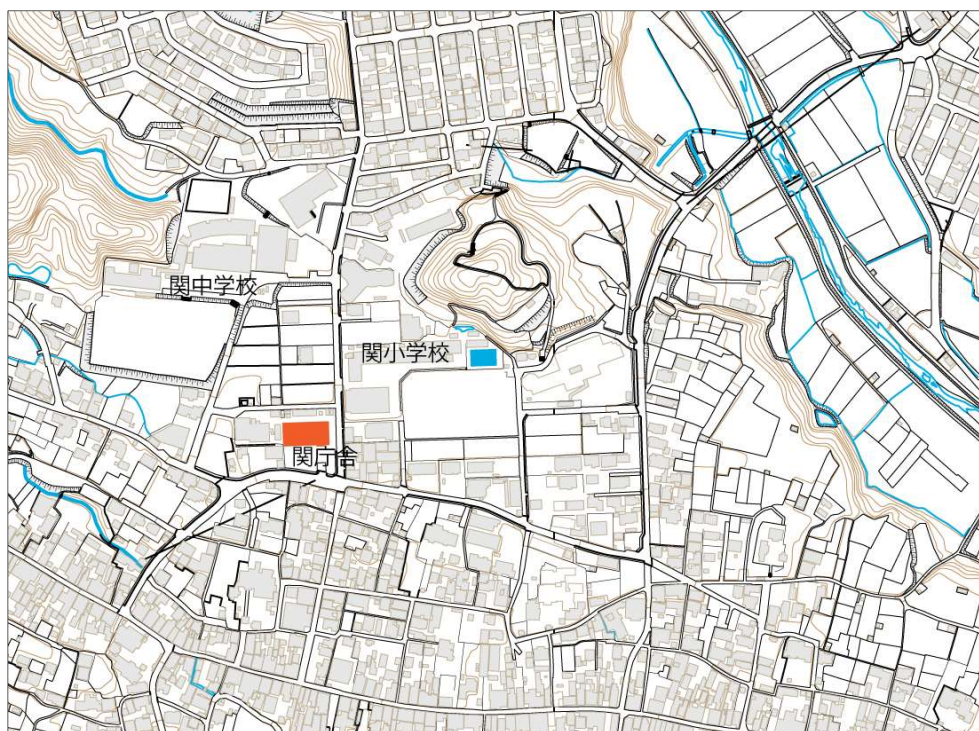
【所在地】 亀山市関町木崎 919 番地 1

【敷地面積】 5,442 m<sup>2</sup>

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
関支所庁舎	RC 造	3F	昭和 58(1983)年	39 年	877.61 m <sup>2</sup>	2,356.92 m <sup>2</sup>
(車庫・倉庫)	S 造		昭和 58(1983)年	39 年		

※RC造=鉄筋コンクリート造、S造=鉄骨造

※経過年数は 2023 年 1 月現在



### (3) 総合保健福祉センター「あいあい」の概要

総合保健福祉センターは、平成13年に開設し、同施設内の亀山市社会福祉協議会と共に本市の保健・福祉の総合的な拠点の役割を担っています。

現在では、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、近接する市立医療センターと緊密な連携体制を確立しています。

【所在地】 亀山市羽若町 545 番地

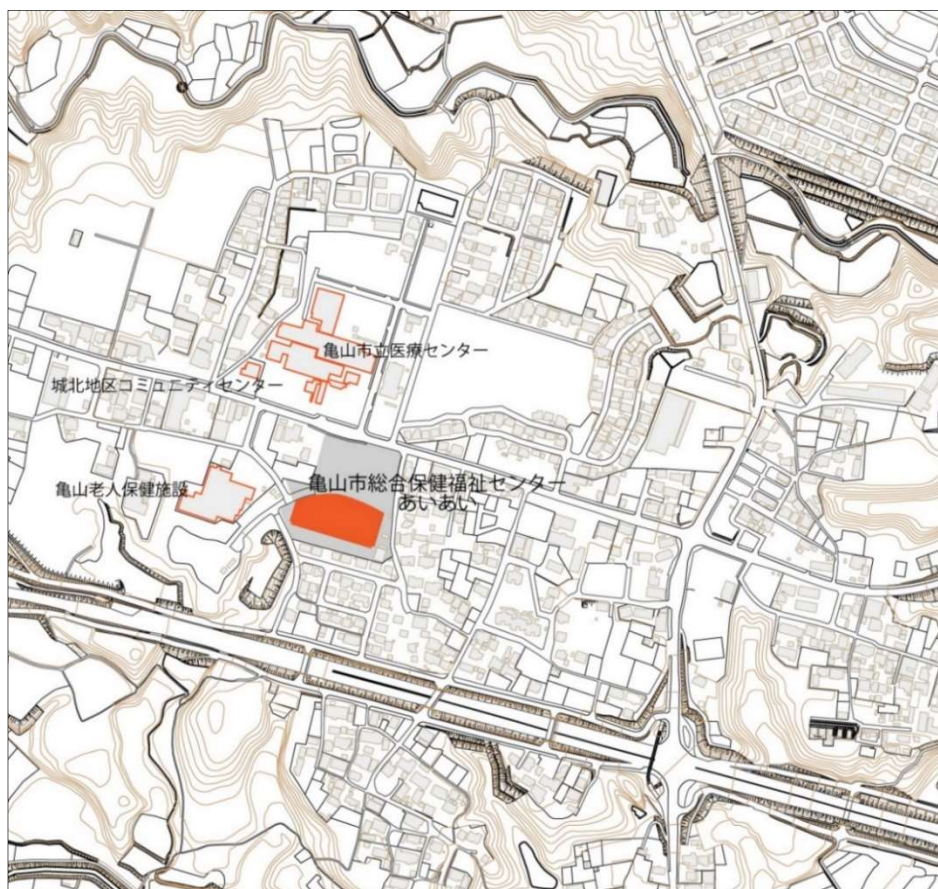
【敷地面積】 20,177 m<sup>2</sup>

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
総合保健福祉センター	RC造	2F	平成13(2001)年	21年	3,565.52 m <sup>2</sup>	5,460.36 m <sup>2</sup> (637.8 m <sup>2</sup> )

※RC造＝鉄筋コンクリート造

※( )は、事務所として利用している面積

※経過年数は2023年1月現在





#### (4) 総合環境センターの概要

総合環境センターは、平成 12 年の廃棄物溶融処理施設の設置と同時に開設し、現在、環境課（環境創造グループ、廃棄物対策グループ）、生物多様性・獣害対策室を配置しています。特に、廃棄物対策グループの事務部門は、現場部門と一体となって業務にあたっています。

なお、現在廃棄物溶融処理施設については、稼働予定期間が令和 11 年度末までとなっています。

【所在地】 亀山市布気町 442 番地

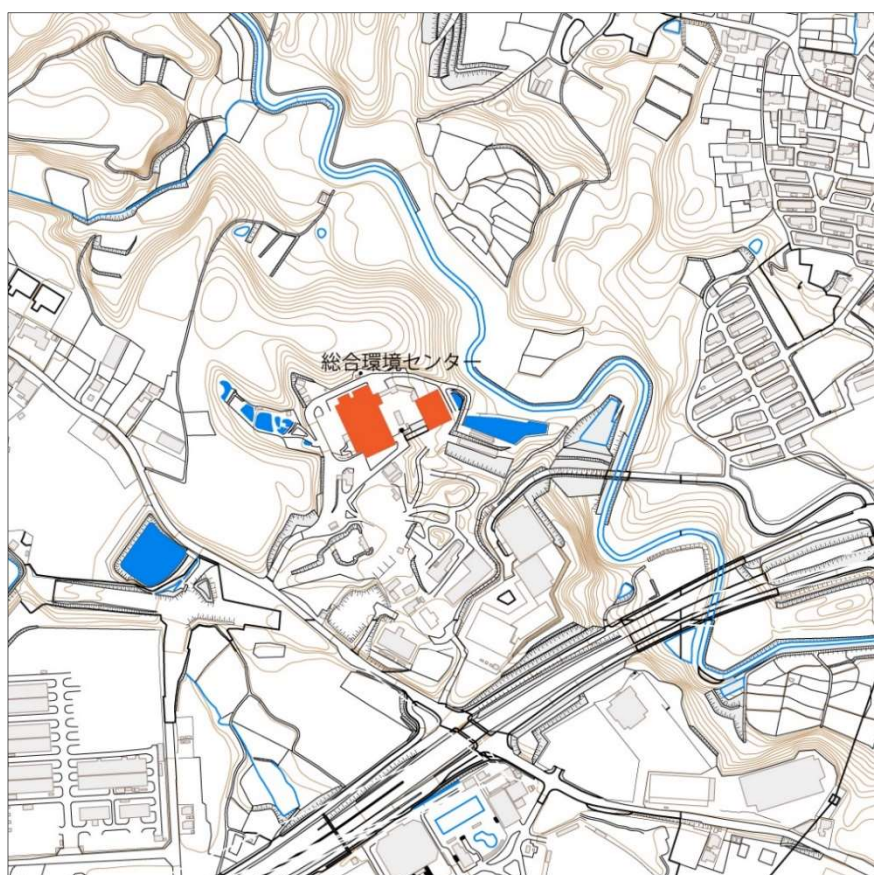
【敷地面積】 41,098 m<sup>2</sup>

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
総合環境センター	RC造/S造	4F	平成 12(2000)年	22 年	2,008.27 m <sup>2</sup>	6,989.49 m <sup>2</sup> (374.5 m <sup>2</sup> )

※RC造＝鉄筋コンクリート造、S造＝鉄骨造

※( )は、事務所として利用している面積

※経過年数は 2023 年 1 月現在



## 5. 現庁舎の課題

現庁舎の主な課題・問題点を次の8つの点から整理しました。

①庁舎の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎は建物全体の老朽化が進んでおり、建築設備も不具合が多く、毎年、設備の修理や更新に多額の費用が掛かっている。</li> <li>・耐震補強工事を行っているが、今後の劣化を考えると、防災拠点として市庁舎に求められる耐震性能の確保は困難である。</li> <li>・行政手続を行うだけの機能しかなく、市民満足度は低い傾向にある。</li> <li>・無機質な建物で全体的に暗く、温かみを感じられない。</li> <li>・経済性・環境に配慮した省エネ等に対応できていない。</li> </ul>
②庁舎の狭あい化と機能分散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能が分散しており、1か所で手続きが完了しないケースもあり、市民サービスの低下を招いている。職員にとっても、移動時間が掛かり事務効率が悪い。</li> <li>・ロビーや待合、廊下、エレベーターなどが狭い。</li> <li>・市民の交流スペースや小規模なイベント、展示を行うスペースがない。</li> <li>・増改築を重ねてきたため、来庁者にとって分かりづらい。</li> <li>・駐車場や駐輪場が狭い。</li> </ul>
③事務の効率化、情報化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室のスペースが狭く、作業効率の低下を招いている。</li> <li>・窓口からパソコンの画面が見えたり、会話が漏れるケースがある。</li> <li>・組織・機構再編や人事異動等による配置変更に対応できる構造でない。</li> <li>・書庫や倉庫等のスペースが不足している。</li> <li>・OA機器の増加等により事務室等が手狭になっている。</li> </ul>
④ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路やトイレ、エレベーターなど、バリアフリー対応が十分でない。</li> <li>・ユニバーサルデザインの視点を取り入れたサインになっておらず、分かりやすい表記となっていない。</li> <li>・授乳室やキッズスペースがない等、子育て世代への配慮が足りない。</li> <li>・思いやり駐車場に屋根がないなど、駐車場における身体障がい者等への配慮が不十分である。</li> </ul>
⑤防災と庁内セキュリティの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部と防災部門が別フロアであり、非効率である。</li> <li>・大規模災害時のマスコミ等への情報発信スペースがない。</li> <li>・非常時における電力や給排水の確保、備蓄スペースが十分でない。</li> <li>・重要なデータや書類を保管するサーバー室や書庫が、災害に耐えられる構造となっていない。</li> <li>・執務室や書庫への出入りに制限がなく、セキュリティ確保が不十分。</li> </ul>
⑥景観、土地利用への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎は亀山城跡に位置しているが、歴史文化や景観に配慮した建物となっていない。</li> </ul>
⑦公共交通アクセスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さわやか号」等の運行区域外から来庁するためには、バスの乗換えが必要となり、高齢者等の移動困難者には負担を与えている。</li> <li>・公共交通機関での来庁がしづらい。</li> </ul>
⑧働きやすい職場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務スペースが狭い。また、空調効率が悪く、執務環境が良くない。</li> <li>・更衣室が狭く、雨具を乾燥させるスペースもなく不衛生である。</li> <li>・災害時や夏場の作業後に使用できるシャワールーム設備がない。</li> <li>・福利厚生施設（食堂等）が十分でないため、自席で食事をしている。</li> <li>・休憩室や更衣室に体調不良時に横になるスペースがない。</li> </ul>



## 第2章 新庁舎整備の基本的な考え方

### 1. 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

##### 市民に関かれた、安心と未来へつながるスマート庁舎

- ✚ デジタル技術が加速度的に進展する中、行政サービスの向上と業務の効率化を図るため、従来の仕組みに捉われない利用しやすく、働きやすい庁舎とします。
- ✚ 近年の発生が危惧される南海トラフ地震や今後起こり得る風水害等を想定し、災害時においても必要な行政活動が継続できる市民の安心・安全を支える庁舎とします。
- ✚ 都市の持続可能性が一層重視される中、将来を見据えた取組が官民を問わず広まっているSDGsの理念や脱炭素に配慮した庁舎とします。
- ✚ ポストコロナ時代におけるニューノーマル（新たな日常）として、市民の価値観やライフスタイル、職員の働き方が変化することにより、求められる庁舎の在り方も変わっていくことから、将来の行政需要や社会変化に対応できる庁舎とします。

#### (2) 基本方針

新庁舎の基本理念を具体化するため、基本方針を以下のように定めます。

##### ① 行政DXの推進によるスマート庁舎

- ◆オンライン化により来庁の必要性を軽減し、時間や場所に捉われない行政サービスを提供します。
- ◆AIやタブレットを積極的に活用し、来庁者の利便性を高めます。
- ◆総合窓口の設置やワンストップ化により、デジタルバイドの解消に努めます。
- ◆ICTの活用により、ペーパーレス化や書庫スペースの削減を図ります。
- ◆フリーアドレスの導入など職員の柔軟な働き方に対応する執務空間とします。

##### ② 防災や危機管理の拠点となる庁舎

- ◆行政機能を一定期間維持できる非常用設備や防災情報システムを設置します。
- ◆十分な耐震性能を有する構造とします。
- ◆個人や行政の情報管理や防犯など、堅牢なセキュリティ対策を講じます。

##### ③ 人と環境にやさしい庁舎

- ◆環境負荷の低減に配慮した脱炭素型庁舎とします。
- ◆庁舎の木質化など木材の積極活用を図ります。
- ◆利用者の利便性に配慮した低層建築物とします。
- ◆ユニバーサルデザインを全面的に採用します。
- ◆交流スペースを配置し、気軽に訪れやすい環境を整えます。

##### ④ 経済性に優れ、環境変化に柔軟に対応できる庁舎

- ◆シンプルな建物とし、イニシャルコストを抑制します。
- ◆維持管理や設備更新が容易な施設とし、ライフサイクルコストを縮減します。
- ◆庁舎の機能や組織・用途の変更にも対応しやすい構造や空間レイアウトについて検討します。

## 2. 行政機能の集約・分散

### (1) 行政機能の集約・分散における基本的な考え方

行政機能としては、市民及び事業者向けサービス機能、政策形成機能、議会機能、防災拠点機能などの各種の機能があります。現在、これらの行政機能は、本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターの4つの庁舎に分散しています。

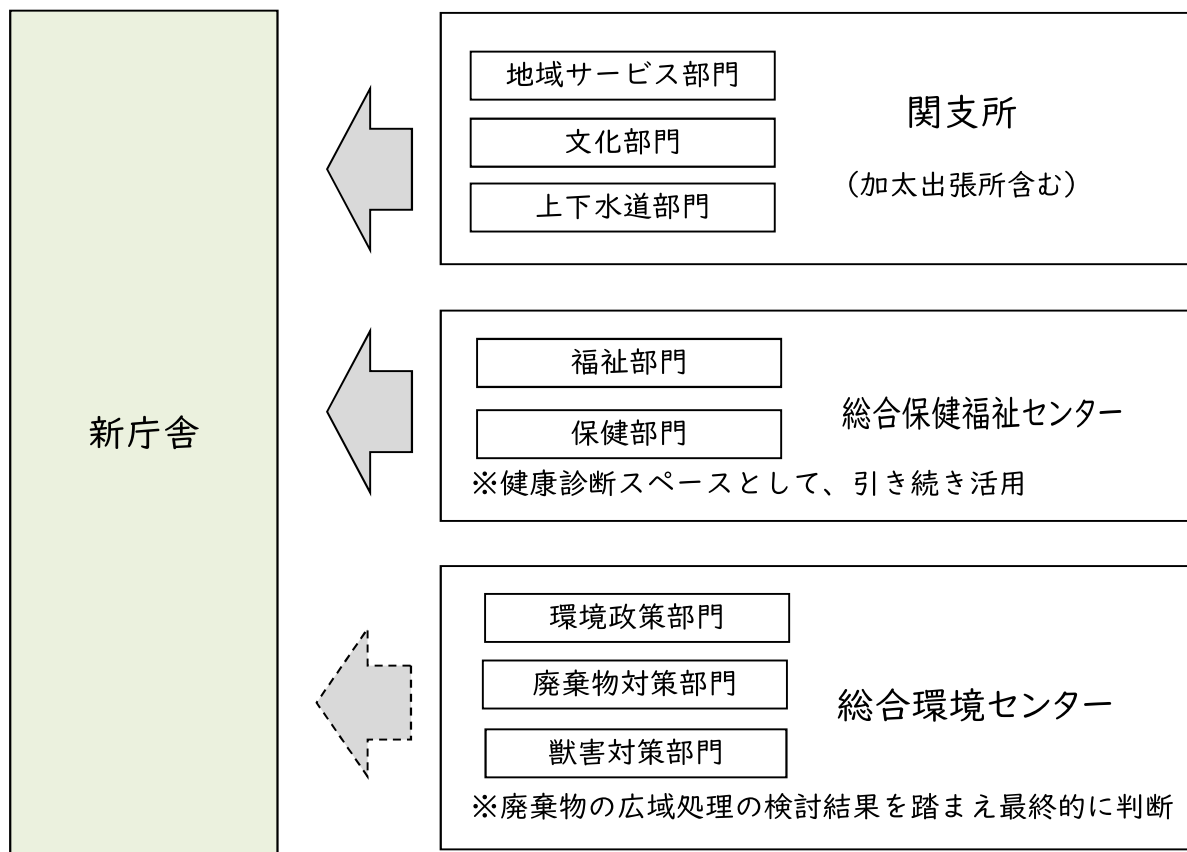
基本構想においては、市民の利便性や業務の効率性などを考慮し、全ての行政機能を新庁舎に集約することを基本に検討するという考え方を示してきました。

また、公共施設等総合管理計画においても、分散化する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備するという考え方を示しており、その後の「基本計画」の策定作業においても、集約を基本とする考え方を踏襲してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、急速にDXが進展するなど、行政サービスの在り方が大きく変化することから、行政機能の集約・分散については次の考え方を基本とします。

現在、本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターに分散している行政機能は、新庁舎に集約することを基本とします。

しかしながら、今後、決定する新庁舎の建設予定地の立地条件を踏まえた上で、行政DXの進展等により、市民サービスの低下を招かないと判断した場合は、一部行政機能を分散することもあります。



---

## (2) 集約による影響等

### ① 市民の利便性

市民アンケートでは、「庁舎の分散により、本庁だけでは用事が済まない」といった意見が628人中196人で、31.2%の方が不便と感じていると回答しています。集約により、支所等の身近な場所でサービスが受けられなくなるという点がありますが、将来的には、DXの進展等によって時間や場所を選ばない行政サービスが可能となり、行政庁舎における窓口業務の縮小化は確実に進むと考えられます。

### ② 業務の効率性

同一部署が分散して配置されていることにより、部署間のコミュニケーションが取りづらく、業務や施設管理においても時間や経費（燃料費、人件費）のロスが多くなっています。また、職員間のコミュニケーションや所属長のマネジメントの観点からも、1箇所に集約する方がスピーディかつ効率的であり、横断的な連携も取りやすくなります。

こうした課題は、電子決裁やリモート会議などICT技術を活用することで解消できるものもあり、また、管理部門と現場対応部門が同一箇所にあることのメリットもありますが、業務の効率性という観点からは行政機能は集約が基本となります。

なお、DXの進展や職員の働き方変革により、現在の行政庁舎を含む公共施設は、サテライトオフィス（本庁舎以外の働く場所）として活用を図っていくことも可能となります。

### ③ 災害時等の対応

災害発生時には、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても継続して行う必要があります。複数の行政庁舎によるリスク分散という観点もありますが、十分な耐震性能や行政機能を一定期間維持できる非常用設備を備えた堅牢な新庁舎に行政機能を集約し、災害リスクを回避する方法が有効であると考えます。

### ④ トータルコストの縮減

集約・分散におけるコストは、新庁舎の整備にかかる費用だけではなく、各庁舎の将来的な維持管理経費等も考慮し判断する必要があります。

複数の庁舎を維持していく場合、新庁舎の規模は集約する場合と比べて小さく、かつ整備費も抑制できますが、中長期的には、複数の庁舎の更新費用や維持費が必要となります。

一方、行政機能を集約する場合、短期的には本庁舎1棟あたりの必要面積は分散と比べて増え、整備費も大きくなりますが、中長期的には既存庁舎の建物更新に伴う費用負担はなく、維持費も軽減されます。また、分散と比べて、職員の移動に伴う燃料費や人件費などのコスト負担も軽減されます。

DXの進展等により、更新の際は施設規模を縮小することも想定できますが、各庁舎を現在と同等規模に更新することを前提とした場合は、新庁舎へ集約したほうが将来の財政負担を軽減することができます。

### (3) 関支所庁舎（加太出張所含む）について

#### ① 市民文化部

令和2年2月から、窓口機能の補完的な役割として証明書のコンビニ交付を開始したことにより、関支所（地域サービス室）の窓口取扱件数の約半分を占める証明書交付件数などは大幅に減少しています。将来的には、自宅や外出先で行政サービスが受けられることも想定され、今後ますます窓口業務の縮小化が進むと考えられることなどから、新庁舎への集約を基本とします。

図表 関支所（地域サービス室）の窓口取扱件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
届書及び申請書の交付	739 (5.2%)	655 (5.3%)	732 (5.5%)	619 (5.8%)	475 (4.5%)	433 (4.7%)	532 (5.4%)
証明書交付	6,812 (48.6%)	6,487 (52.5%)	5,831 (44.2%)	5,188 (48.8%)	4,813 (46.0%)	4,100 (44.2%)	3,876 (39.1%)
その他業務 (収納、相談等)	6,482 (46.2%)	5,224 (42.2%)	6,639 (50.3%)	4,829 (45.4%)	5,173 (49.5%)	4,737 (51.1%)	5,502 (55.5%)
合計	14,033	12,366	13,202	10,636	10,461	9,270	9,910

#### ② 上下水道部

上下水道部（上水道課・下水道課）については、本庁舎と別庁舎であることで建設部との連携や上下水道料金の收受等に非効率な面があります。上水道課に関しては、現在、中央監視制御装置が第2水源地（旧亀山市水道庁舎）と関第2水源地（旧関町水道庁舎）に設置されており、事務所と中央監視制御装置が別敷地であることから監視体制に課題があります。また、同装置は近く更新時期を迎え、現在の第2水源地で更新した場合は、建物施設の老朽化や建替えが課題となります。

こうしたことから、新庁舎への集約を基本とします。

### (4) 総合保健福祉センターについて

#### ① 健康・福祉の拠点としての役割

総合保健福祉センター周辺は、本市の医療・健康・福祉の拠点エリアであり、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、今後ますます、総合保健福祉センターと市立医療センターとの連携が重要となります。こうしたことから、新庁舎への集約を基本としますが、多くの市民利用がある健診スペースの活用や福祉の総合相談窓口の設置等により、健康・福祉拠点としての役割は継続していくこととします。

---

## ② 市民サービスの向上と業務の効率化

現体制においては、社会福祉協議会や障害者総合相談支援センター「あい」、子育て支援センターなどと連携を密にしながらきめ細かな市民サービスを提供しています。

一方で、保健福祉部門と他部門との関係については、別庁舎であるため、コミュニケーションが取りづらく、また、業務効率やコスト面についても分散による課題があります。更には、開設当時と比べて市民ニーズや福祉を取り巻く課題も多様化しており、100人を超えるスタッフに対して、事務所スペースが手狭になってきています。

こうしたことから、総合的な相談対応等の機能は維持しつつ、業務の効率化を図るため、行政機能を新庁舎に集約することを基本とします。

## ③ 集約によるコスト削減

平成13(2001)年に建設された総合保健福祉センターも新庁舎開庁時(2030)には築約30年の大規模改修の時期を迎え、新庁舎開庁後30年を経過する(2060年)には更新時期を迎えます。中長期的には、庁舎の複数所有による将来の必要費用は、新庁舎に集約した場合に比べて大きくなります。

## ④ 社会福祉協議会との関係性

平成13年に総合保健福祉センターを設置して以来、社会福祉協議会と事務所を共にし、緊密に連携しながら地域福祉、健康増進、子ども・子育て、障がい者・高齢者などの施策を総合的に推進してきました。この体制については、市民にとってはきめ細かなサービスを受けられるものと評価されています。

社会福祉協議会と分離した場合も、重層的支援体制等により確立した迅速かつ確実な連携体制やICT技術の活用等によって、市民サービスの低下を招くことがないよう連携を図っていくことが必要となります。

## (5) 総合環境センターについて

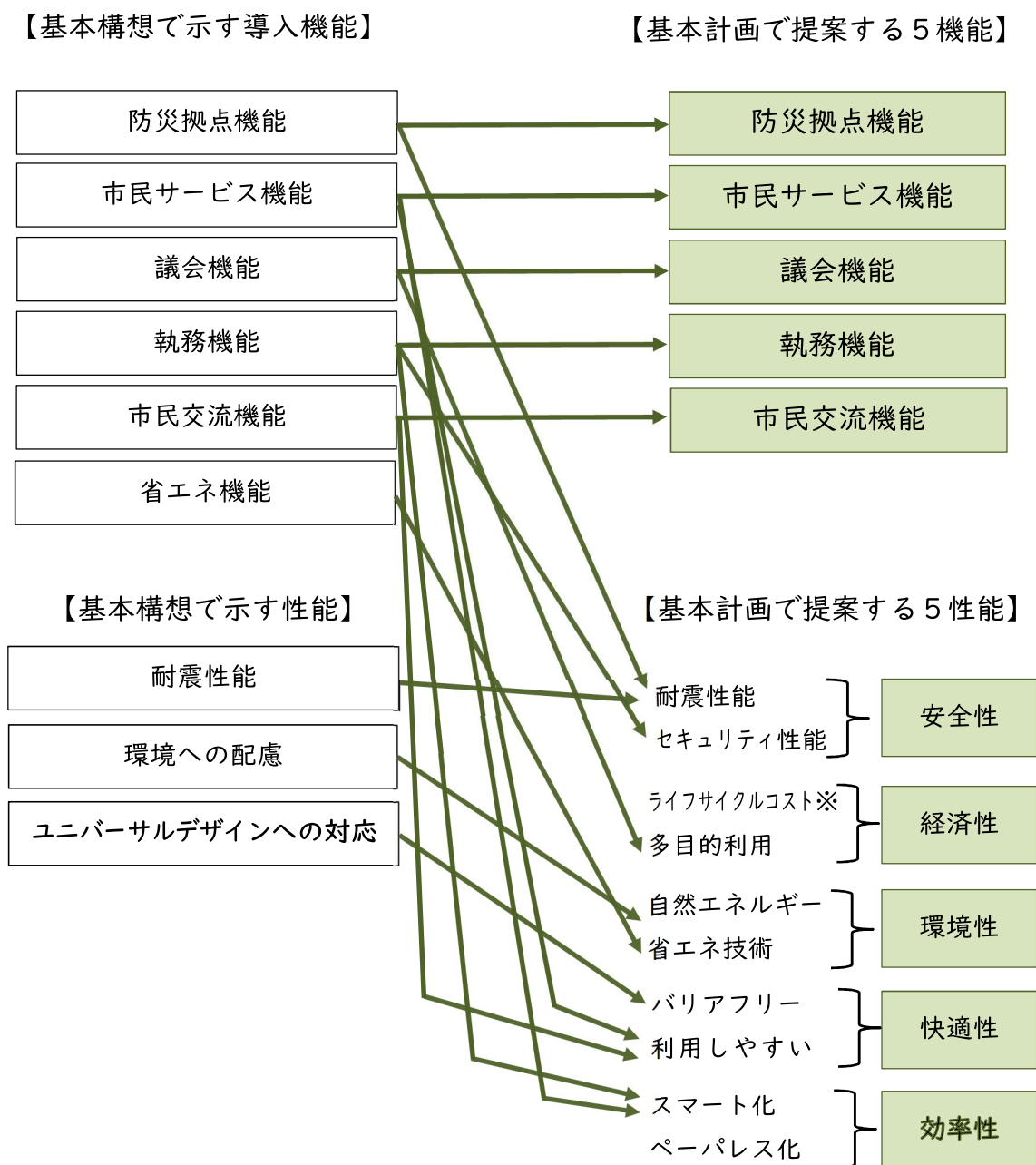
総合環境センターのごみ溶融施設については、稼働終了を令和11年度末と予定しており、次期施設の更新については、財政的負担を踏まえ近隣自治体との広域処理についても視野に入れ、その方向性を検討しています。そうしたことから、原則として管理部門は新庁舎に統合することを基本としつつ、設計段階までには最終的な結論を出すものとします。

### 第3章 新庁舎の機能と性能

#### 1. 新庁舎の機能と性能

基本構想で示した6機能3性能について、以下のとおり5機能5性能に分類し整理しました。

なお、他の公共施設を含めた多機能集約とする場合や、建築物等関係法令の改正や技術革新など外部環境の変化への対応が必要な場合は、さらに付加する機能を検討する必要があります。



※「機能」とは建物が果たす役割とし、「性能」とは建物に求められる能力や性質とします。

※ライフサイクルコストとは、建物の設計、建設から修繕、維持管理、解体までを含めた全体の費用を言います。全体から見ると、建設費より修繕、維持管理費等が全体の大半を占めます。



(1) 新庁舎の機能

機能	内容
1. 防災拠点機能	地震・風水害等の災害時における防災拠点となる機能
2. 市民サービス機能	市民サービスの窓口、相談等を行う機能
3. 議会機能	市議会の議決機関としての機能
4. 執務機能	行政職員の執務、行政文書の保管などの機能
5. 市民交流機能	行政と市民、市民同士の交流を行う機能

(2) 新庁舎の性能

性能	内容
1. 安全性	防災拠点機能としての堅牢さや耐震性などの安全性 行政文書の管理や防犯などのセキュリティ性
2. 経済性	将来にわたり費用負担の少ない合理性
3. 環境性	環境負荷の低減や周辺環境への配慮
4. 快適性	年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず全ての人にとっての分かりやすさ、使いやすさ
5. 効率性	情報化・デジタル技術による業務の効率化

(3) 外部環境の変化がもたらす影響

配慮すべき影響	機能					性能				
	防災拠点機能	市民サービス機能	議会機能	執務機能	市民交流機能	安全性	経済性	環境性	快適性	効率性
デジタル化の進展による行政サービスのオンライン化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
感染症リスクを低減させる環境づくり		○	○	○	○	○			○	
職員が多様な働き方を選択できる環境づくり				○		○		○	○	○
交流空間としての役割の変化			○		○				○	
脱炭素社会の実現や持続可能な社会づくりへの対応	○						○	○	○	

※○は影響が大きいと思われる項目

---

## 2. 新庁舎が果たす機能

### (1) 防災拠点機能

#### ① 拠点施設

##### (ア) 地震・浸水等への対策

- ・南海トラフや活断層に起因する大規模な地震などの災害時にも建物が使用でき、業務継続計画に基づく業務が確実に実行できるよう高い耐震性能を備えた庁舎とします。
- ・浸水の可能性の有無にかかわらず、建築設備等を上階へ設置します。

##### (イ) ライフラインが途絶した場合への対応

- ・災害時に電気が途絶することを想定し、3日間（72時間）以上の機能維持が可能な非常用自家発電機を設置します。
- ・上下水道が停止した場合に備え、雨水貯留施設や緊急汚水槽の設置など給排水機能が一定期間確保できるよう検討します。
- ・設備等の一部の不具合が全体的な機能喪失に波及しにくいシステム構成とし、代替設備の導入が容易な構造、構成とします。

#### ② 災害対策機能

##### (ア) 災害への迅速な対応

- ・市長室・副市長室と危機管理部門、災害対策本部となる部屋を同一フロアに配置するなど、関連部署との連携も含めたフロアゾーニングを行います。
- ・災害対応に必要な情報を収集するため、必要な通信機器やモニターなどを導入します。

##### (イ) 災害対応スペースの確保

- ・災害発生時において、消防や警察などの関係機関が支援活動を行なえる屋外スペース（駐車場や広場）を確保します。
- ・地震発生時における庁舎利用者等への対応として、災害対応に支障のない範囲でロビー等を開放します。
- ・継続した災害対策業務が行えるよう災害対策本部の運用等に必要な防災備蓄倉庫や仮眠スペースを確保します。



防災関係室(いなべ市)



自家発電(土岐市)



## (2) 市民サービス機能

### ① 窓口・相談

#### (ア) 使いやすさへの配慮

- ・市民利用の多い窓口を1階に集約するなど、市民が効率よく適切なサービスを受けることができるよう配慮します。
- ・窓口全体が見通せるなど、初めての来庁者にも分かりやすい空間とします。
- ・各種手続きへの案内、高齢者や障がい者の補助等を行うコンシェルジュの配置を検討します。
- ・各窓口に合わせて、適切な広さの待合スペースやキッズコーナーを設置します。
- ・窓口には、ハイカウンター、ローカウンターを適切に設置します。
- ・窓口、待合スペースは、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点からソーシャルディスタンスを実現できるよう適切な広さが確保できるようにします。
- ・待合スペースには、モニターを設けて順番待ちを表示したり、お知らせなどの各種情報を提供できるよう検討します。

#### (イ) プライバシーへの配慮

- ・窓口カウンターは、来庁者のプライバシーに配慮し、各席に仕切り板を設けます。
- ・来庁者の相談ケースに応じて適切な対応が出来るよう、個室型の相談スペースを設置します。
- ・相談スペースの配置は、来庁者が安心して相談できるよう適切な動線に配慮します。



土岐市



伊賀市

---

## ② アクセス

### (ア) 来客用駐車場・駐輪場

- ・来庁者にとって不可欠な駐車場は、利用しやすいものとします。
- ・来庁者の動線を考慮し、場内の案内が分かりやすい駐車場と駐輪場を整備します。
- ・駐車しやすい十分な駐車スペースと駐車台数を確保します。
- ・車いす使用者や高齢者、妊娠されている方などが、駐車から玄関までスムーズに移動できるように駐車位置に配慮すると同時に、雨に直接当たらず移動が出来るよう屋根やひさしを設置します。

### (イ) 公共交通

- ・新庁舎の建設場所によっては、コミュニティバス等の公共交通の経路変更等を行います。
- ・公共交通機関等を利用する来庁者が乗降しやすい場所に、バス停やタクシー乗降場の整備を検討します。



障がい者用駐車スペース(観音寺市)

### (3) 議会機能

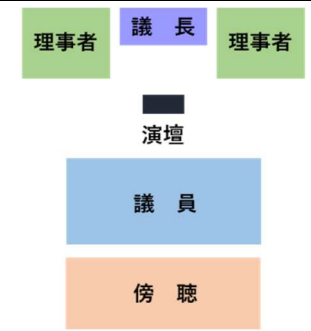

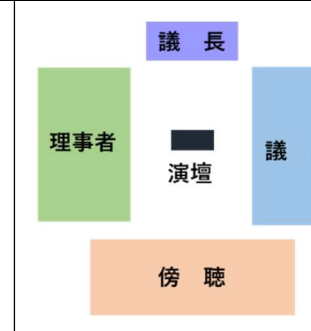
#### ① 市民に開かれた議会

- ・ 議場形式は各配置の長所・短所を踏まえて十分に検討し、本市の議会運営に適したものとします。
- ・ 行政スペースと来訪者の動線が混在することがないように議場や委員会室等を適切な位置に配置します。
- ・ 議場や委員会室は議会の機能や独立性に配慮しつつ、支障のない範囲で多目的利用を図ることを検討します。
- ・ 誰もが来訪しやすいユニバーサルデザインに配慮します。
- ・ 本会議や委員会の庁舎内への配信、インターネット中継による情報発信などに必要な設備を整備します。

#### ② 効率的な議会運営と効果的な議会活動

- ・ 議会運営が円滑に行われるように、正副議長室、議会応接室、議会図書室、議員控え室など必要に応じた関連諸室及び設備を設置します。また、男女共同参画等の推進に向け、授乳室等の設置を検討します。
- ・ 議会図書室は円滑な調査研究活動や法務機能の充実を図るために利便性を高めるとともに、市民の活用が活発化されるよう整備します。
- ・ ICTの活用に必要な情報通信設備等が利用できる環境を整備します。

図表 議場形式の比較

	直列配置	円形配置	対面配置
概念図			
配置の考え方等	議員と理事者等が対面。議員席の列数を多くとれる。	議場としての一体感が生まれやすい。	演壇を「議長」「理事者(行政)」「議員」「傍聴者」が取り囲む。
床の形式	雛壇状のケースが多い。	議員席は長めに配置可能。平土間も可能。	
机・イス	固定式が多い。	固定式が多い。	可動式も可能。
傍聴席	議員席の背後にあるため議員の表情が見えない。	参加者の表情は見えやすい。	傍聴席から理事者と議員の双方が見え、質疑応答が把握しやすい。全体を見渡せる。



いなべ市



北方町

#### (4) 執務機能

##### ① 機能的で効率的なスマートな執務環境

- ・ 庁内LAN環境の整備や行政事務支援システムなど、ICT技術を活用した機能的で効果的な執務環境を実現します。
- ・ 公文書の電子的管理による適正管理とともに、データベースの活用による業務の効率化を図ることでより高い市民サービスの提供ができる生産性向上に寄与する執務環境の整備をはかります。
- ・ 快適な執務等の環境整備を図るとともに、職員の働き方を見直し、行政の透明性を図るとともに、市民サービスの向上を図ります。
- ・ 出退管理による接触者の特定、高い密度とならない等の環境実現を目指します。

##### ② 働きやすい執務空間

###### (ア) 執務空間

- ・ 開放的で視認性の良い空間とすることで、来庁者に気付きやすくなると同時に職員同士の顔が見え、各課や職員間のコミュニケーションも図りやすい執務空間とします。
- ・ 組織の変化や人事異動に柔軟に対応できるオフィスレイアウトとします。
- ・ 執務室は、執務スペースと打合せや作業をする業務サポートスペースに分け、動線も考慮しながら作業効率が高まるようゾーニングを行います。

###### (イ) 会議室等

- ・ 適切な広さの会議室（大・中・小会議室）を各フロアに配置します。
- ・ 大・中会議室は、可動間仕切り壁により目的に応じた規模で利用できるようにします。
- ・ 小会議室や打合せスペースは、各階の執務室付近に複数設置するなど、日常的な会議や打ち合わせが効率的に行えるようにします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の対策として、「密」な状態を避けることができるよう庁内外とのテレビ会議が行えるモニター等を各会議室に設置することを検討します。
- ・ また感染症等への対応として、会議室を臨時的に執務室や窓口として利用できるようにします。

#### (ウ) その他

- ・業務サポートスペースについては、打合せや作業などの用途の他に、休憩スペースとしても利用できるよう配置します。
- ・印刷室や雨具等の乾燥室、物品搬出入スペースなど、執務に伴って付随する必要なスペースを確保します。
- ・食堂や更衣室（パウダールームやシャワー設備を含む）、その他職員の健康増進及び円滑な職務遂行のために必要な福利厚生施設を設置します。
- ・各フロアに適切な規模の職員用更衣室や休憩スペースを設け、職員が市民の目に触れずに食事や洗面ができる工夫も行います。



執務室(土岐市)



打合せスペース(伊賀市)

### ③ 収納

#### (ア) 書庫

- ・適切な公文書管理が行えるよう管理方法を見直した上で、保管すべき公文書に対して十分な広さの書庫を確保します。
- ・大切な公文書を適切に保管するため、耐火構造の仕様とするとともに、セキュリティシステムを導入します。

#### (イ) その他

- ・利用頻度の高低、機密性の高低によって保管場所を使い分けることが出来るように設置します。
- ・視認性や開放性に配慮し、天井までの壁面収納など効率的な収納スペースとします。



書庫(いなべ市)

---

## (5) 市民交流機能

### ① 交流機能

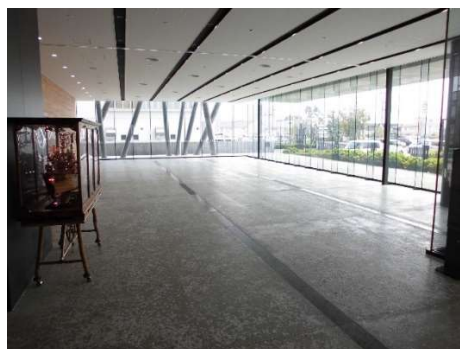
- ・多くの人が立ち寄りやすい1階などに屋内の木質化や緑豊かな空間など、気軽に訪れることができるようなスペースを整えます。
- ・この交流スペースは臨時窓口や期日前投票などに対応でき、普段は市民も利用できる多目的な利用を可能なものとしします。
- ・市民が自由に利用できる休憩コーナーや飲食コーナーなど、くつろげるスペースの検討を行います。

### ② 情報発信機能

- ・市の情報や地域から情報を受発信できる情報コーナーを設けます。
- ・文字放送や議会中継、災害時には迅速に状況を伝えるための大型モニターの設置を検討します。
- ・観光案内や産業などの紹介、市民活動や生涯学習の成果などをPRできる情報スペースを設けます。



交流スペース（北方町）



多目的スペース（阿南市）



### 3. 新庁舎が備える性能

#### (1) 安全性

庁舎は、大地震発生等の非常時において防災拠点としての機能が果たせるよう、十分な耐震安全性を備えた庁舎とします。

また、市民に開かれた庁舎とすることを前提としながらも、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯など、セキュリティに配慮した庁舎とします。

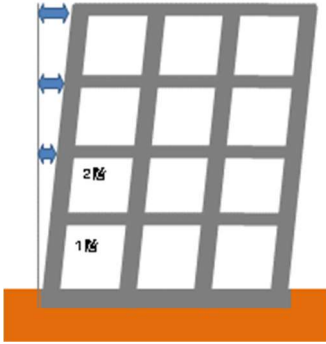
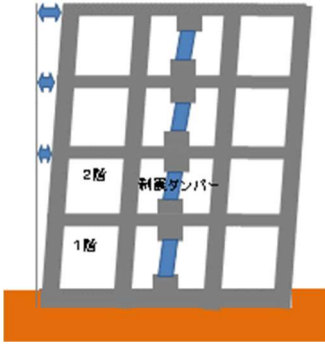
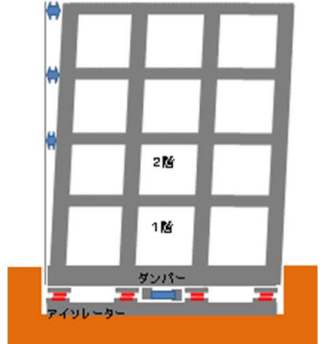
##### ① 地震に対する建築物の構造的対策

- ・新庁舎は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日）」に定める耐震安全性の目標とする「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設（指定行政機関が入居する施設等）」の基準に準じて、下表のとおり安全性を確保します。

部位	類別	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

## ② 構造形式の比較

- ・国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、大地震動に対して、機能保持及び収容物の保全が特に必要な官庁施設については、原則として免震構造を適用することとしています。
- ・新庁舎は、大地震発生後の確実な機能保持と収容物の保全の観点から、免震構造を採用します。ただし、建物が低層となった場合は、建設費用も考慮し、耐震構造の採用も検討します。

	耐震構造	制震構造	免震構造
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱や梁、壁等の堅さと強さで地震エネルギーに抵抗。</li> <li>・一般的な工法で実績が多い。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に制振部材(ダンパーなど)を組み込んで地震エネルギーの一部を吸収させ、建物の揺れを低減。</li> <li>・新築庁舎での事例は少ない。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物と地盤との間の免震部材を設置し、地震エネルギーを吸収させて、揺れを低減。</li> <li>・新築庁舎での採用事例が多い。</li> </ul> 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤のゆれが直接建物に伝わる。</li> <li>・躯体にひび割れ等が生じる可能性がある。</li> <li>・家具の転倒や天井の落下対策が必要。</li> <li>・耐力壁により設計に制約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に地震の揺れが直接伝わる(耐震構造と同じ)。揺れは耐震構造より低減。</li> <li>・中高層以上で制振効果が得られやすい。(低層は効果小)</li> <li>・家具の転倒や天井の落下対策が必要。</li> <li>・制振部材により設計に制約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に伝わる揺れの低減効果が他工法に比べて高い。</li> <li>・躯体の損傷が少なく、家具等の転倒や散乱が抑制される。</li> <li>・建物内部の設計制約は少ない</li> <li>・建物周りにクリアランスが必要。接続配管等も可動への対応が必要。</li> <li>・免震部材は水に弱く、浸水対策が必要。定期的な点検、費用が必要。</li> </ul>
コスト	100	100~105	105~110

※コストは、耐震構造を100とした場合



### ③ 主な構造種別の選択

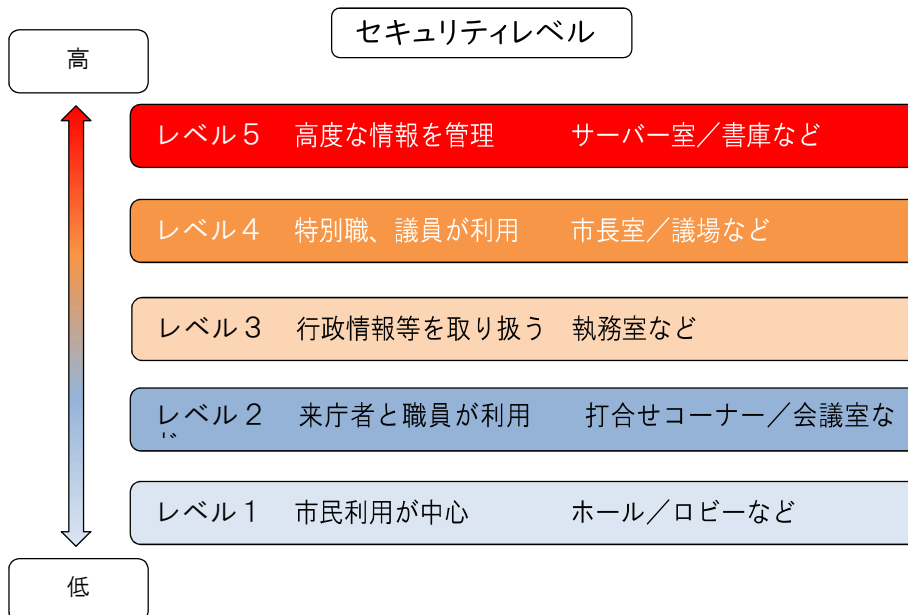
- ・市庁舎の主な構造種別には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造の採用が考えられるため、耐震性能と同時に最適な種別を選択していきます。

種別	法定耐用年数	平面プランの自由度	施工性、工期
鉄筋コンクリート造 (RC造)	50年	スパン(柱間の距離)が比較的短く、柱断面が大きいため自由度がやや低い(現場打ちPC※の採用により大スパンを実現できる)。	鉄筋、型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑である。
鉄骨造 (S造)	38年	スパンが長く、柱断面が長いため自由度が高い。	現場での作業期間が短く、RC造と比較して工期が短い。使用する鉄骨部材によって、発注、製作に長期間を要する。
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	50年	スパンが比較的長い、柱断面が大きいため、自由度がやや低い。	RC造の煩雑さに加えて、鉄骨と鉄筋の取り合いなどが複雑になり、RC造と比較して工期が長い。
木造	24年	スパンが比較的短く、柱断面が大きいため、自由度が低い(スパンを長くするほど柱断面が大きくなる)。	構法によって施工の難易度に幅があり、RC造と比較して工期が短い。使用する木材の量によって、乾燥に長期間を要する。

※現場打ちPCとは、建設現場で打設するプレストレストコンクリート。コンクリートは圧縮に強いが引っ張りに弱く、プレストレストコンクリートは引っ張り耐力や曲げ耐力を改善したコンクリート。

#### ④ セキュリティ・防犯への配慮

- ・庁舎内をいくつかのセキュリティレベルに区分し、それぞれに適したセキュリティ管理を行います。



- ・執務時間内、夜間・休日の各時間帯での利用可能ゾーンをシャッター等によって明確にします
- ・サーバー室等での市民情報などの重要情報を扱う部屋には、ICカード(テンキー方式)等による施錠システムを導入し、入退室管理を行い、適切なセキュリティを確保します。
- ・敷地内、庁舎建物内に防犯カメラや出入口のセキュリティシステムを設置します。
- ・執務室は開放性を確保しつつ、入室抑制やカウンターからの端末画面等が見えないようにします。
- ・出力機器は、個人情報保護のため、職員以外の目に触れにくいようにします。
- ・職員以外の来庁者との対応は、執務室外の打合せコーナーや会議室で行います

---

## (2) 経済性

建設から取り壊しまでの長期間の利用に伴う費用（ライフサイクルコスト）が低減するよう耐久性や経済性に優れた庁舎とします。

また、将来における職員数や業務量の変化といった行政需要に柔軟に対応できる庁舎とします。

### ① ライフサイクルコストの低減

- ・庁舎の長寿命化を前提に、適正な管理を図っていきます。
- ・汚れにくく、壊れにくい、清掃がしやすいといった維持管理しやすい庁舎とします。
- ・長期間にわたり風雨や温度変化に耐える性能を持った材料を用います。
- ・長期的な視点から、経済的な修繕更新ができるようにします。
- ・庁舎の設備等の稼働状況を把握し、効率的に管理するエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入を検討し、光熱水費や燃料費などランニングコストの低減を図ります。
- ・庁舎に使う設備等は汎用性が高く入手しやすい資材やシステムとすることで、設備の入れ替えなどの更新しやすいものとします。また定期的な点検や清掃が容易にしやすい構造やデザインとします。

### ② 将来的な変化への対応

- ・将来の機構改革や庁舎自体の機能の変化によって大規模な工事を必要としないような庁舎とします。
- ・例えば執務室等の床は、フリーアクセスフロアとし、OA機器の自由なレイアウト変更に対応できる計画とします。
- ・余裕のある天井裏や設備配管スペースとするなどの柔軟性の高い計画とします。
- ・什器の配置を工夫し、組織変更にも対応できるようにします。
- ・会議室などを可動間仕切り壁によって可変性を持たせ、効率的な利用ができるようにします。
- ・将来的な無線化に対応できるようにします。
- ・将来の行政需要の変化により、執務スペースに余剰が生じた場合、他の公共施設機能との複合施設化などが容易に行える計画とします。

### (3) 環境性

SDGs（持続可能な開発目標）の考えも取り入れながら、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。特に環境負荷低減策については、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）やゼロ・エネルギービル（ZEB）の考え方を踏まえ、設計で費用対効果を検証していきます。

#### ① 自然エネルギーの活用

- ・太陽光などの再生可能エネルギーを有効活用します。
- ・自然光の積極的な取り入れなどのパッシブデザインをとりいれ、消費電力の削減に努めます。同時に感染症対策で必要な換気がしやすい庁舎とします。

#### ② 省エネルギー技術の導入、環境負荷の低減

- ・様々な省エネルギー技術を導入して、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）を実現します。
- ・自然換気、建物の高断熱化、高効率の空調システム導入などにより、最適な室内環境を確保しながらエネルギー利用を低減します。
- ・自然採光やLED照明、明るさセンサーの併用などによりエネルギー利用を低減します。
- ・環境負荷の少ない材料（エコマテリアル）を使用することで、環境負荷の低減に努めます。
- ・木質化による地球温暖化防止に寄与します。



建物緑化の例



太陽光発電（阿南市）

#### ③ 周辺環境への配慮

- ・敷地内に緑地を確保します。屋上緑化などについて検討します。
- ・建物外構に透水性の高い舗装材を用いるなど地表面温度上昇を抑えるようにします。

## (4) 快適性

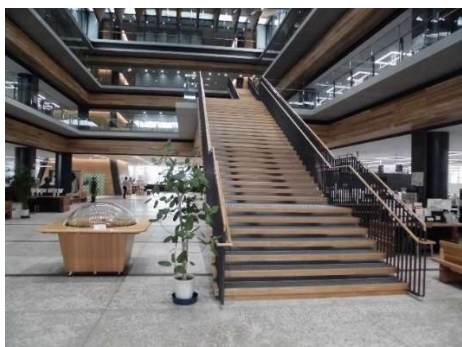
新庁舎は、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、庁舎を利用する全ての人が快適で、便利な場所としていきます。

また、職員からの声かけなどを積極的に推進し、市民の立場に立った市民サービスの向上を図ります。

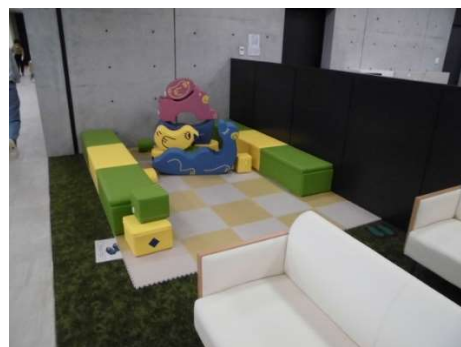
新型コロナウイルス感染症対策等にも対応できる公衆衛生の観点を踏まえた快適な空間を目指します。

### ① 使いやすさ

- ・誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れます。
- ・通路は、車いす利用者やベビーカー利用者が余裕をもって通れる幅とし、円滑な通行が可能な移動空間を確保します。また、エレベーターについても、余裕を持って乗れる広さとし、救急搬送時にも対応できるものとしします。
- ・階段やスロープは緩やかな勾配とし、両側に2段手すりを設けるなど昇降しやすくします。
- ・子育て世代の利用を考慮して、授乳室やキッズスペースを設置します。また、幼児用椅子を設置します。
- ・誰もが利用できる十分なスペースを確保した多機能トイレを各フロアに設置します。
- ・内装に木や畳などを使うなど、暖かみのある庁舎とします。



大階段（徳島・阿南市）



キッズスペース（いなべ市）



多目的トイレ（伊賀市）



授乳室（観音寺市）

## ② わかりやすさ

- ・案内表示は、絵記号(ピクトグラム)などを用いて誰にでも分かりやすく、色覚に配慮したカラーバリアフリーとした配色とデザインとします。また、設置の高さや大きさにも配慮します。
- ・廊下や階段、エレベーターは移動しやすく、わかりやすい配置とします。
- ・来庁者が目的の窓口を見つけやすいよう全体が見渡せる空間とします。



わかりやすい絵記号の例



全体がみわたせるフロア(観音寺市)

## ③ 受動喫煙への対応

- ・健康増進法の受動喫煙防止対策に基づき、敷地内禁煙又は建物内禁煙など必要な対策を講じます。

## ④ 利便施設の設置

- ・市民や職員が利用できる銀行窓口やATM、コンビニ、自販機コーナー、飲食スペース等の導入について、事業性も踏まえながら検討します。



食堂(いなべ市)

## (5) 効率性

新庁舎では、情報化・デジタル技術の積極的な活用により利便性を高め、効率的な管理や情報提供を行います。

### ① スマート化による庁舎管理の効率化

- ・スマート化によって庁舎の照明や空調等を効率的に管理することで、維持費用の削減と環境負荷低減を実現します。



## ② 効率的なサービス提供

- ・庁内にWi-Fiや5Gなどの通信環境の整備に取り組み、建物内でのインターネット利用が自由に使える環境とします。
- ・市民利用が多い行政手続きの効率化を庁舎のスマート化によって実現します。そのため現行の窓口業務、業務の進め方を新庁舎整備と並行して見直します。
- ・例えばマイナンバーカードによる各種行政手続きのオンライン申請など、手続きの簡素化や利便性の向上を図ります。またAI(人工知能)を活用して各種施策や制度情報などに関する「FAQ」(よくある質問と回答集)、チャットボット(自動会話プログラム)の導入を検討します。
- ・デジタルサイネージによって、時間差のない情報提供を行います。

## ③ 行政事務の効率化

- ・庁舎のスマート化によって行政事務の作業精度の向上や所要時間の短縮をはかり、電子化によるペーパーレス化などによって省スペース化を実現します。
- ・定型業務の自動化をはかるため、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用を検討します。
- ・職員ICカードの導入により、出退勤管理や専用エリアへの入退室管理等を効率的なものとしていきます。
- ・職員ICカードとOAシステム(PC端末、プリンター等)との連動などスマート化による庁内ネットワークの構築により、行政事務の効率化を図ります。



案内ロボット(北方町)

## 第4章 新庁舎の規模

### 1. 新庁舎の規模

#### (1) 規模算定の前提条件

新庁舎の規模は、本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターを集約することを前提に試算しました。

新庁舎の規模を算定するための基本的な条件は、人口、職員数となります。庁舎は長期に使用することになるため職員数の変動がありますが、本計画では以下を前提とします。

#### ① 将来人口

本計画での将来人口は約5万人とします。

※亀山市人口ビジョン（H29年2月改訂）では、令和42（2060）年に概ね5万人の総人口の確保を目指すこととし、第2次亀山市総合計画では、令和7（2025）年度で総人口を50,126人と見込んでいます。

#### ② 職員数

新庁舎の必要面積を計算するに当たり、各庁舎内で事務に従事する職員数は、次のとおりとなっています。

令和5年3月現在（単位：人）

	本庁舎	関支所	総合保健福祉センター	総合環境センター	合計
特別職 （議員を除く）	3	-	-	-	3
部長級 （部長・次長・参事）	11	2	2	-	15
課長級 （課長・副参事）	29	6	5	1	41
課長補佐級 （主幹）	37	7	11	5	60
係長級 （主任主査）	37	9	10	3	59
その他一般職 （会計年度任用職員含む）	161	28	58	14	261
合計	278	52	86	23	439

※土地開発公社事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局は兼務としています。

#### ③ 議員数

議員数は、亀山市議会議員定数条例で定める18人とします。



## (2) 延床面積

新庁舎の延床面積は、国が示す算定方法及び同規模自治体の事例を参考に算出します。

### ① 総務省（地方債庁舎起債基準）

室名	算定根拠				算定面積
	区分	職員数(人)	換算率	換算後職員数	
(ア) 事務室（応接室を含む） 4.5㎡×換算職員数	特別職	3	20	60	4,045㎡
	部長級	15	9	135	
	課長級	41	5	205	
	課長補佐級	60	2	120	
	係長級	59	2	118	
	一般職員	261	1	261	
	計	439		計 899	
(イ) 倉庫	(ア) 事務室面積×13%				526㎡
(ウ) 会議室等（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他）	7.0㎡×常勤職員の現在数(290)				3,073㎡
(エ) 玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分）	((ア)+(イ)+(ウ))×40% =(4045+526+3073)×0.4				3,057㎡
(オ) 車庫等	本庁にて直接使用する公用車数(5台)×25㎡				125㎡
(オ) 議事堂（議場、委員会室及び議員控室）	35㎡×議員定数(人)				630㎡
合計	(ア)～(オ)の合計				11,456㎡

### ② 国土交通省（新営一般庁舎面積算定基準）

区分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	標準面積
① 事務室					3,644.8㎡
特別職	3人	18.0	54人	4.0㎡	216.0㎡
部長級	15人	9.0	135人		540.0㎡
課長級	41人	5.0	205人		820.0㎡
課長補佐級	60人	2.5	150人		600.0㎡
係長級	59人	1.8	106人		424.8㎡
一般職員	261人	1.0	261人		1,044.0㎡
計	439人		911人		3,644.8㎡
② 会議室	職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡×1.1				185.2㎡
③ 電話交換室	換算職員が800人～1,000人				68.0㎡
④ 倉庫	事務室面積×13%				473.8㎡
⑦ 湯沸室	標準6.5㎡～13㎡				13.0㎡
⑧ 受付・巡視溜	最小6.5㎡				6.5㎡
⑨ 便所・洗面所	職員数×0.32㎡/人				140.5㎡
⑤ 宿直室	1人当たり10㎡、1人増すごとに3.3㎡(2名を想定)				13.3㎡
⑥ 押入れ等	1人当たり10㎡、1人増すごとに1.65㎡(2名を想定)				11.7㎡
⑩ 医務室	職員数400人以上450人未満				105.0㎡
⑪ 売店	職員数×0.085㎡/人				37.3㎡
⑫ 食堂・喫茶室	職員数400人以上450人未満				183.0㎡
⑬ 議会関係諸室	議員定数18名×35㎡(総務省基準を準用)				630.0㎡
⑭ 固有業務	業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能等(職員1人当たり7㎡で計算)				3,073.0㎡
	小計①				8,585.1㎡
⑮ 機械室	小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満(冷暖房)				831.0㎡
⑯ 電気室	小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満(高圧受電)				131.0㎡
⑰ 自家発電室	小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満				29.0㎡
	小計②				991.0㎡
⑱ 玄関、廊下など	(小計①+小計②)×0.35㎡				3,351.6㎡
⑲ 車庫	乗用車18㎡/4台、バス20㎡/1台				92.0㎡
	合計				13,019.7㎡

### ③ 同規模自治体の事例

自治体名	人口 (人)	職員数 (人)	延床面積 (㎡)	職員1人当たり (㎡)	竣工時期 (年)
真庭市	46,124	300	7,959	26.53	H22
湯沢市	46,613	370	11,715	31.66	H25
小林市	46,221	290	7,153	24.66	H29
いなべ市	45,815	499	15,480	31.02	R1
岩倉市	47,562	265	9,143	34.50	H15
坂東市	54,087	421	12,318	29.26	H28
五所川原市	55,181	394	9,473	24.04	R1
観音寺市	59,409	330	9,992	30.28	H27
土岐市	57,827	330	9,704	29.41	R2
亀山市(現状)	50,126	439	9,770	22.25	

亀山市の人口と同規模の自治体の庁舎規模は以下のとおりです。職員1人当たりの延床面積は、平均 29.04 ㎡/人となり、これに亀山市の対象職員数 439 人を乗じると 12,749 ㎡となります。

総務省、国土交通省、自治体事例を整理したものが次の表です。

	延床面積 (㎡)	職員1人当たり (㎡/人)
① 総務省（地方債庁舎起債基準）	11,456	26.10
② 国土交通省（新営一般庁舎面積算定基準）	13,020	29.65
③ 同規模自治体の平均	12,749	29.04
亀山市（現状） ※本庁、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センター の事務所面積の合計	9,770	22.25

上記の内容を踏まえ、新庁舎の規模（延床面積）については、建設予定地や整備方針によって増減の可能性はあるものの、現時点では約 12,000 ㎡とします。

なお、行政サービスのオンライン化やテレワーク、オンライン会議の活用など職員の多様な働き方等への対応、他の公共施設との機能分担や複合化などの創意工夫により、可能な限り、庁舎面積のコンパクト化を図ることとします。

### (3) その他の施設面積

庁舎の建物面積以外に駐車場や緑地面積が必要になります。

#### ① 駐車場

各施設の駐車場は、次のとおりとなっています。 令和5年4月現在（単位：台）

施設名	来客用	公用車	職員用	小計
本庁舎	92	58	213	363
関支所	22	22	55	99
総合保健福祉センター	183	13	70	266
総合環境センター	25	5	20	50
合計	322	98	358	778

#### (ア) 来客用駐車場

来庁者用駐車台数については、次の式により算定します。

※必要駐車台数＝最大滞留量(台/日)：1日当たりの来庁台数×集中度×平均滞留時間  
 (※1日当たりの来庁台数＝市人口×来庁者割合×車での来庁割合)

	市人口	来庁者割合	車の割合	来庁台数	集中度	平均滞留時間	必要駐車台数
窓口	50,126	0.9%	80%	361台/日	30%	30分/60分	54
窓口以外	50,126	0.6%	80%	241台/日	30%	60分/60分	72
						合計	126

これより新市庁舎の来庁者用駐車台数は126台を目安とします。

#### (イ) 公用車駐車場

公用車は、現在の台数(98台)を目安としつつも、削減する方向で引き続き検討を行います。また、職員の通勤用駐車場は、敷地内で整備する必要がないものとします。

なお、1台当たりの駐車場面積を25㎡/台とした場合、来客用と公用車で約6,600㎡が必要となりますが、立体駐車場とした場合はこれより少なくなります。

区分	台数	基準面積(㎡/台)	駐車場面積(㎡)
来客用	126	25	3,150
公用車	98	25	2,450
		計	6,600

#### ② 駐輪場

現在の本庁舎の駐輪場は、約30台の駐輪スペースがあり、新庁舎においても同程度の駐輪スペースを確保します。なお、必要面積は自転車1台当たり1.5㎡とします。

#### ③ 緑地

敷地面積が3,000㎡以上となる場合は、敷地内に3%以上の緑地を設ける必要があります。

## 2. 新庁舎のフロア構成

### (1) 前提条件

○市民の利用頻度の高い窓口（部署）はできる限り低層階に配置します。

（例）・住民票、印鑑証明書などの証明書発行業務

- ・転入、転居、結婚、出産、死亡などの手続関連
- ・介護保険、高齢者サービスの手続や相談関連
- ・国民健康保険、年金などの手続や相談関連
- ・福祉、障がい福祉サービスの手続や相談関連
- ・子育て（医療費、保育園、児童手当）関連
- ・転校など学校関係の手続や相談関連 など

○休日対応が必要な窓口業務は1階の休夜間出入り口近くに配置します。

○各フロアに多目的トイレを設置します。

○同一フロアに配置した方が効率的な部署や機能を考慮したレイアウトとします。

○災害対応のため、市長室・副市長室と防災部門、災害対策本部を同一階に配します。

○災害対策本部は平常時には会議室として利用します。

○フリーアドレスの導入など、職員の多様な働き方に対応した執務空間とします。

○浸水の可能性の有無にかかわらず、建築設備等を上階へ設置します。

### (2) 階層構成

効率的な執務と市民サービスの向上が図れるよう、設計段階においてレイアウトを検討していきます。（下図はイメージ図）



災害時に外部からの支援との協働活動ができるように、庁舎建物内の多目的スペースなどと屋外のオープンスペースとが連続して活用できるようにします。

## 第5章 事業計画の検討

### 1. 事業手法

#### (1) 事業手法の検討の考え方

新庁舎の設計・建設・維持管理・運営の各業務の発注方法や契約方法（以下「事業手法」という。）については、建設予定地決定後に次の視点を踏まえ検討します。

項目	考え方
市民協働によるまちづくり	・設計・建設・維持管理・運営の各段階や各業務において市民意見を反映する機会や市民交流の仕組みを講じることで、市民との協働によるまちづくりを進める。
民間ノウハウの活用	・設計・建設・維持管理・運営の各業務において民間ノウハウを活用することによって、財政負担を削減するとともに、市民の多様なニーズに応える質の高い公共サービスを提供する。
財政負担の平準化	・新庁舎整備には多額の費用が必要となるため、市の初期投資を抑えるとともに、財政負担の平準化を図る。
地域経済の活性化	・新庁舎整備の投資効果や地元経済に与える影響を踏まえ、地元企業も事業に参画しやすくすることによって、地域経済の活性化を図る。
物価変動	・建設費が高騰していることから、コスト管理や事業計画の変更に柔軟な対応が可能な事業手法を選択する。



(2) 事業手法の整理

事業手法	概 要	実施主体			
		資金 調達	設計 建設	管理 運営	施設 所有
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達する。</li> <li>・市が、設計・建設を民間事業者に分離発注し、民間事業者が各業務を実施する。</li> <li>・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。</li> </ul>	市	市	市	市
E C I 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達する。</li> <li>・市が、設計・建設を民間事業者に分離発注し、建設の技術提案を設計に反映しながら、民間事業者が各業務を実施する。</li> <li>・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。</li> </ul>	市	市 民間	市	市
D B 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達する。</li> <li>・市が民間事業者に設計・建設を一括発注し、民間事業者が設計・建設を実施する。</li> <li>・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。</li> </ul>	市	民間	市	市
P F I 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が民間事業者（事業を実施する特別目的会社：SPC）に資金調達・設計・建設・管理運営を一括発注し、民間事業者が各業務を実施する。</li> <li>・資金調達は、設計・建設費全額を民間資金で調達する場合、市が基金等で調達する場合がある。</li> <li>・施設を市が所有する場合（BT0方式）と民間事業者が所有する場合（BOT方式）がある。</li> </ul>	民間	民間	民間	市 又は 民間
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者（リース会社）が資金調達・設計・建設・管理運営を実施し、市に施設をリース（建物賃貸借）する。</li> <li>・リース期間終了後、施設の所有権を市へ移転（無償譲渡）する場合と施設を解体撤去する場合がある。</li> </ul>	民間	民間	民間	民間

評価				庁舎事例
市民協働によるまちづくり	民間ノウハウの活用	財政負担の平準化	地域経済の活性化	
○各段階において市民の意見を反映することが可能	・分離発注であるため効率的な整備や管理運営を見据えた設計が難しい※ <sup>2</sup>	○起債を活用することで財政負担の平準化が可能	○従来と同等の経済波及効果が期待される	三重県いなべ市 三重県伊賀市
○各段階において市民の意見を反映することが可能	○設計に建設の技術提案を採用することで効率的な整備が可能	○起債を活用することで財政負担の平準化が可能	・技術力が求められ、地元企業が参加するには難しい場合もある※ <sup>3</sup>	宮城県白石市 愛知県新城市 (四日市市体育館)
・設計・建設の契約後に、市民の意見によって契約内容を大きく見直すことは難しい※ <sup>1</sup>	○設計・建設の一括発注によって効率的な整備が可能	○起債を活用することで財政負担の平準化が可能	・技術力が求められ、地元企業が参加するには難しい場合もある※ <sup>3</sup>	横浜市 名古屋市中村区 (三重県警職員宿舎)
・事業契約後に、市民の意見によって契約内容を大きく見直すことは難しい※ <sup>1</sup>	○設計・建設・管理運営の一括発注によって、効率的な整備や管理運営が可能	○民間資金を活用することで財政負担の平準化が可能。起債を活用することも可能	・資金力や技術力が求められ、地元企業が参加するには難しい場合もある※ <sup>3</sup>	さいたま市大宮区 大阪府東大阪市 (桑名市中央図書館)
・事業契約後に、市民の意見によって契約内容を大きく見直すことは難しい※ <sup>1</sup>	○設計・建設・管理運営の一体事業のため、効率的な整備や管理運営が可能	○民間資金を活用することで財政負担の平準化が可能	・資金力や技術力が求められ、地元企業が参加するには難しい場合もある※ <sup>3</sup>	愛知県高浜市 沖縄県座間味村

※1：発注前に市民意見を確認し、公募条件等に反映する必要がある。

※2：CM（コンストラクション・マネジメント）方式等によって、コスト管理等を行うことが考えられる。

※3：地元企業が参加しやすい入札参加条件や評価方法とする必要がある。

## 2. 事業費と財源

### (1) 事業費

他自治体庁舎の建設費を参考に、新庁舎の事業費を算出します。同規模自治体の庁舎の建設費（本体工事費）の1㎡当たりの単価を平均すると、約571千円/㎡（税抜）となります。

#### ① 他の自治体庁舎の建設費

自治体名	契約年月	延床面積	構造	本体工事費 (千円)	㎡単価 (千円)
いなべ市(三重県)	H28.12	15,461 ㎡	RC造・地上2階	10,383,660	672
伊賀市(三重県)	H29.3	14,003 ㎡	S造・地上5階	6,354,637	454
土岐市(岐阜県)	H29.9	9,739 ㎡	RC造・地上3階	5,246,063	539
柏崎市(新潟市)	H30.7	11,445 ㎡	RC造・地上4階	7,140,142	624
真岡市(栃木県)	H30.9	13,705 ㎡	RC造・地上5階	7,757,564	566

※本体工事費は、発注時の予定価格をベースとして、国土交通省「建設工事費デフレター」により、令和4年11月時点の価格に時点修正しています。

※構造は、いずれも免震構造を採用しています。

#### ② 新庁舎の事業費

新庁舎の延床面積を12,000㎡とした場合、他自治体の庁舎の建設費を参考に建設費を試算すると約75億円となります。

建設地が決定していない現段階では不確定要素が多いものの、設計・監理費、備品購入費、用地取得費、引越費などの建設費以外の経費を約20億円と試算すると、新庁舎整備の総事業費は約95億円となります。

項目	想定単価	延床面積	建設費
新築工事	571千円/㎡	12,000 ㎡	6,852百万円
消費税(10%)			685.2百万円
小計 ①			7537.2百万円
建設費以外の経費 ②			2,000百万円
総事業費(① + ②)			9537.2百万円

## (2) 財源

新庁舎整備の基本的な財源は、起債、庁舎建設基金、一般財源となりますが、特定財源の確保についても検討していきます。

庁舎建設基金は、現在、基金活用方針において積立目標額を 15 億円としていますが、建設地決定後に事業費を算定した上で、長期財政見通しとの整合を図りつつ積立目標額を見直すこととしていることから、試算（下表）では基金の額を 20 億円としています。

（試算）

総事業費	起債 (設計・建設費の 75%相当の額)	庁舎建設基金 (積立額の見直しを前提とした額)	一般財源
95 億円	60 億円	20 億円	15 億円

## 3. 整備スケジュール

新庁舎の整備スケジュールは次のとおりです。令和 12 年度の開庁を予定していますが、令和 5 年度に決定する建設予定地により変更となる場合があります。

年度	取組等
2023 (R5)	基本計画策定 建設予定地決定
2024 (R6)	建設諸条件の精査 用地交渉・取得
2025 (R7)	
2026 (R8)	基本設計
2027 (R9)	実施設計
2028 (R10)	建築工事
2029 (R11)	
2030 (R12)	新庁舎開庁

## 第6章 新庁舎の建設候補地

新庁舎の建設予定地については、5つの選定基準に照らし候補地を選定しました。今後、候補地選定の考え方や条件に最も適合する候補地を建設予定地として決定していきます。なお、現時点では、新庁舎整備に必要な面積を概ね15,000㎡としています。

### 1. 建設候補地の選定基準

項目	主な内容
(1)まちづくりとの整合 (計画性)	・市の土地利用計画やまちづくりの方向性との整合 ・周辺環境との調和 ・市街地活性化への寄与
(2)住民サービスの向上 (利便性)	・公共交通機関等でのアクセス ・自動車でのアクセスや駐車スペース確保
(3)災害等への安心・安全の確保 (安全性)	・防災拠点として、地震や風水害による影響 ・災害時における多方面からのアクセス
(4)必要用地の確保 (実現性)	・庁舎や駐車場など庁舎整備に必要な面積の確保 ・整備スケジュールに沿った用地の確保
(5)財政への影響 (経済性)	・用地取得や敷地造成にかかる経費の低減 ・インフラ整備等の関連事業費の低減

### 2. 建設候補地（エリア）

- (1) 市営住山住宅周辺      (2) 市営和田住宅周辺      (3) 西野公園周辺  
(4) 亀山駅周辺          (5) 天神・海本町地域



※黄色の円は大まかなエリアを示すもので、建設候補地を特定するものではありません。



### 3. 建設候補地（エリア）の特性

○メリット ▲デメリット

候補地	主な地域特性
市営住山住宅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市有地が存在し、一団の用地確保が比較的容易である。</li> <li>○用地取得にかかる経費が縮減できる。</li> <li>○国道1号及び環状線沿いのため車でアクセスしやすい。</li> <li>▲公共交通でのアクセスはやや不便である。</li> <li>▲都市機能誘導区域外である。</li> </ul>
市営和田住宅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市有地が存在し、一団の用地確保が比較的容易である。</li> <li>○用地取得にかかる経費が縮減できる。</li> <li>○国道1号及び環状線沿いのため車でアクセスしやすい。</li> <li>▲公共交通でのアクセスはやや不便である。</li> <li>▲都市機能誘導区域外である。</li> </ul>
西野公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西野公園と一体的な利用が可能である。</li> <li>○国道1号及び環状線沿いのため車でアクセスしやすい。</li> <li>○市内を循環するコミュニティバス（さわかや号）の沿線である。</li> <li>▲民有地のため、用地取得費や補償費が必要となる。</li> <li>▲都市機能誘導区域外である。</li> </ul>
亀山駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市機能誘導区域内につき、市街地の活性化が期待できる。</li> <li>○駅が近く、公共交通機関でのアクセスが良い。</li> <li>○文化会館と一体的な利用が可能である。</li> <li>▲民有地が多く用地取得費や補償費が必要となる。</li> <li>▲場所によっては、浸水対策が必要となる。</li> </ul>
天神・海本町地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市機能誘導区域に近接し、市街地の活性化が期待できる。</li> <li>○亀山駅から約1km以内に位置し、鉄道でのアクセスが良い。</li> <li>○農地が多く、既存建物が少ない。</li> <li>▲民有地のため、用地取得費が必要となる。</li> <li>▲場所によっては、浸水対策が必要となる。</li> </ul>

## 第7章 基本構想の変更

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、基本構想策定当時では想定できなかった外部環境の変化や、想定以上の速さで進展している社会的変化により、今後の行政サービスや庁舎の在り方が大きく変化していくことから、基本構想における基本理念及び基本方針を次のとおり変更します。

### (1) 外部環境変化

- ① ポストコロナ時代におけるニューノーマル（新たな日常）への対応
- ② DX（デジタル変革）
- ③ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

### (2) 新庁舎整備における視点

- ① 行政サービスのオンライン化による来庁の必要性の軽減
- ② 感染症リスクを低減させる環境づくり
- ③ 職員の多様な働き方に対応した執務空間
- ④ 木材の積極活用など、更なる脱炭素への取組
- ⑤ 将来の行政需要や社会変化への順応

### (3) 変更内容

項目	現行	変更後
基本理念	市民に開かれた、安心と希望へつながる庁舎	市民に開かれた、安心と未来へつながるスマート庁舎
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 防災拠点となる庁舎</li> <li>② 市民の利便性と庁舎内の連携が向上する庁舎</li> <li>③ 誰もが利用しやすく、親しまれる庁舎</li> <li>④ 機能的・効率的で働きやすい庁舎</li> <li>⑤ 市民が気軽に交流できる庁舎</li> <li>⑥ 経済性・環境に配慮した庁舎</li> <li>⑦ まちづくりとの連携を図った庁舎</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 行政DXの推進によるスマート庁舎</li> <li>② 防災や危機管理の拠点となる庁舎</li> <li>③ 人と環境にやさしい庁舎</li> <li>④ 経済性に優れ、環境変化に柔軟に対応できる庁舎</li> </ol>

## 亀山市新庁舎整備基本計画

---

三重県亀山市 総務財政部財務課  
〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地  
TEL:0595-84-5025  
FAX:0595-82-9955